

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事（③棟）建築請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年6月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第6号

専 決 処 分 書

亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事（③棟）建築請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年5月8日

亀岡市長 栗山正隆

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日南桑・今井特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立亀岡小学校耐震補強・大規模改修工事（③棟）建築請負契約を下記のとおり変更する。

平成26年5月8日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

変更に伴う請負代金増加額 金6,941,160円